

横 浜 市
大 口 駅 ・ 子 安 駅 周 辺 地 区
道 路 特 定 事 業 計 画

平 成 2 4 年 3 月

横 浜 市 神 奈 川 区
横 浜 市 道 路 局

横 浜 市
大口駅・子安駅周辺地区道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー新法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	4
5. 整備方針	4
6. 整備計画	6
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	25

1. はじめに

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これを受け、横浜市では、神奈川区の生活拠点として文化施設、福祉施設、商業施設などの不特定多数の人が利用する施設が集積している大口駅・子安駅周辺地区を対象に、「大口駅・子安駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成23年12月に策定しました。

神奈川区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー新法の仕組み

(1) バリアフリー新法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

■重点整備地区（※）のバリアフリー化の推進

市町村は、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を作成することができます。

※重点整備地区

地区全体の面積がおおむね400ha 未満の地区であって、生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区とする。重点整備地区の境界は、できる限り町境、字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示する。

(2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者、障害者などが利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化を図る経路（生活関連経路）、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容などを定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化を実施することになります。横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

「大口駅・子安駅周辺地区バリアフリー基本構想」において、「生活関連施設」と「生活関連経路」が定められています。

■生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことである。

主として、①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること、かつ、②その施設へ至る手段が、主に大口駅や子安駅からの徒歩によることという条件を満たす施設とする。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とする。

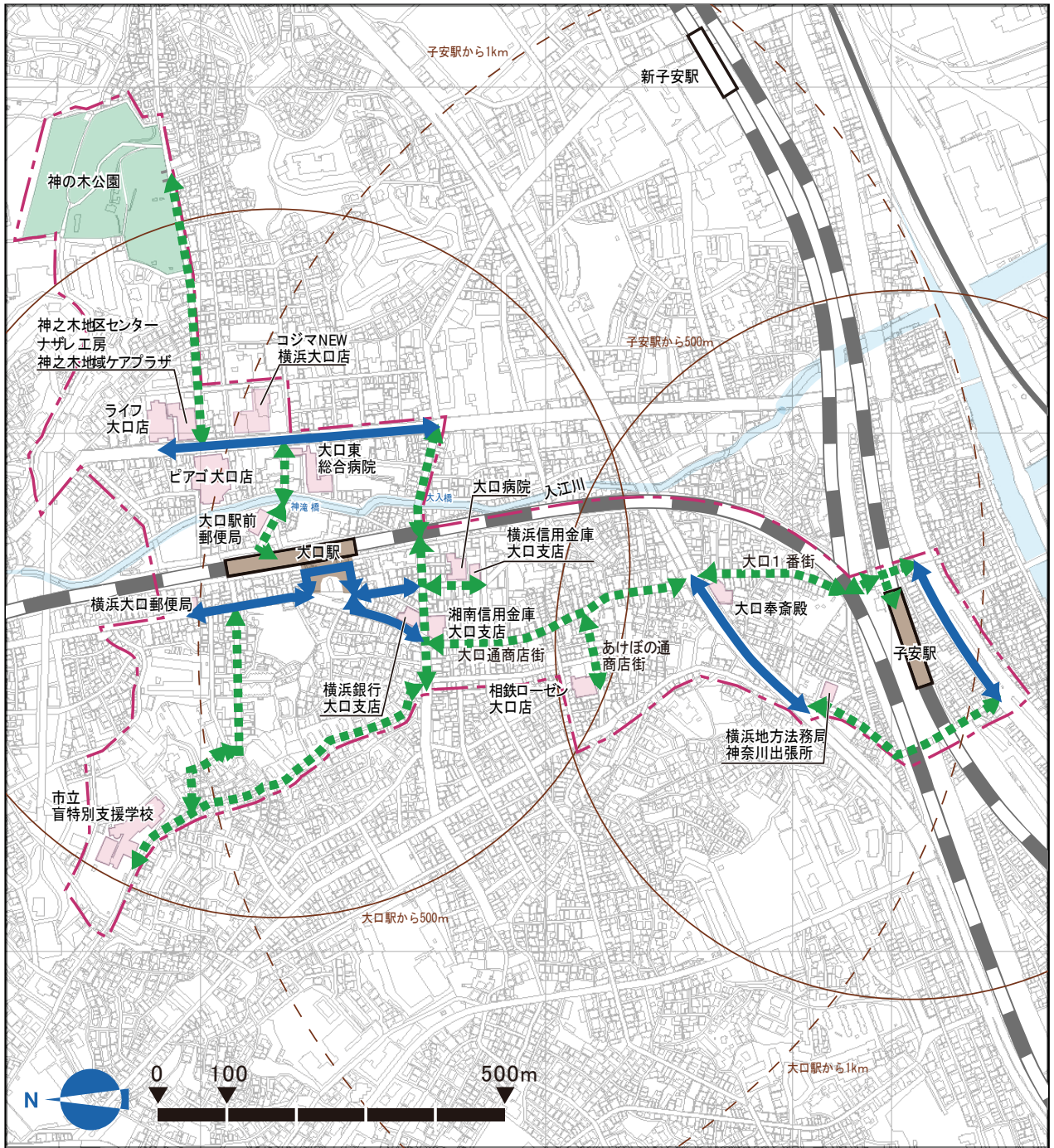
なお、生活関連経路は、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分する。

○生活関連経路（A）

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに両基準等に沿った整備がなされている経路

○生活関連経路（B）

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路A に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）



- 凡 例
- 重点整備地区
 - ⇔ 生活関連経路 (A)
 - ⇔ 生活関連経路 (B)
 - 駅・駅前広場
 - 建築物
 - 公園

4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

5. 整備方針

(1) 目標年次

原則として、平成28年度までを目標に、事業の実施へ向けて取り組みます。

(2) 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

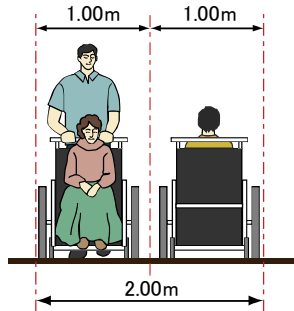
(3) 道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を基本とした整備を実施します。

道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

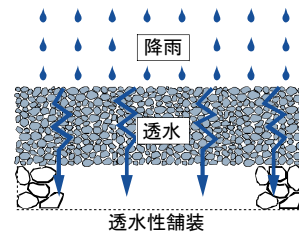
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



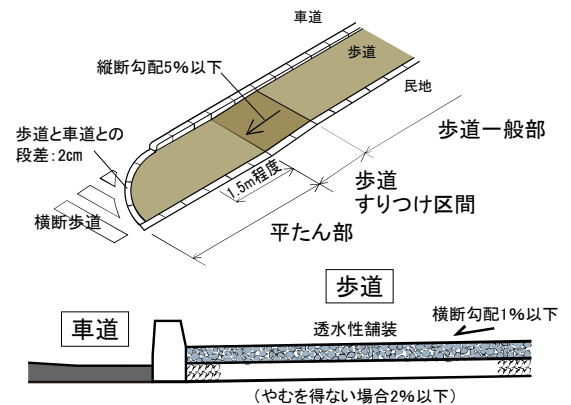
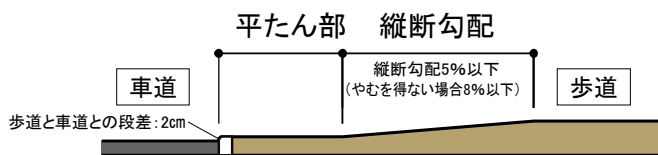
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が運営する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

6. 整備計画

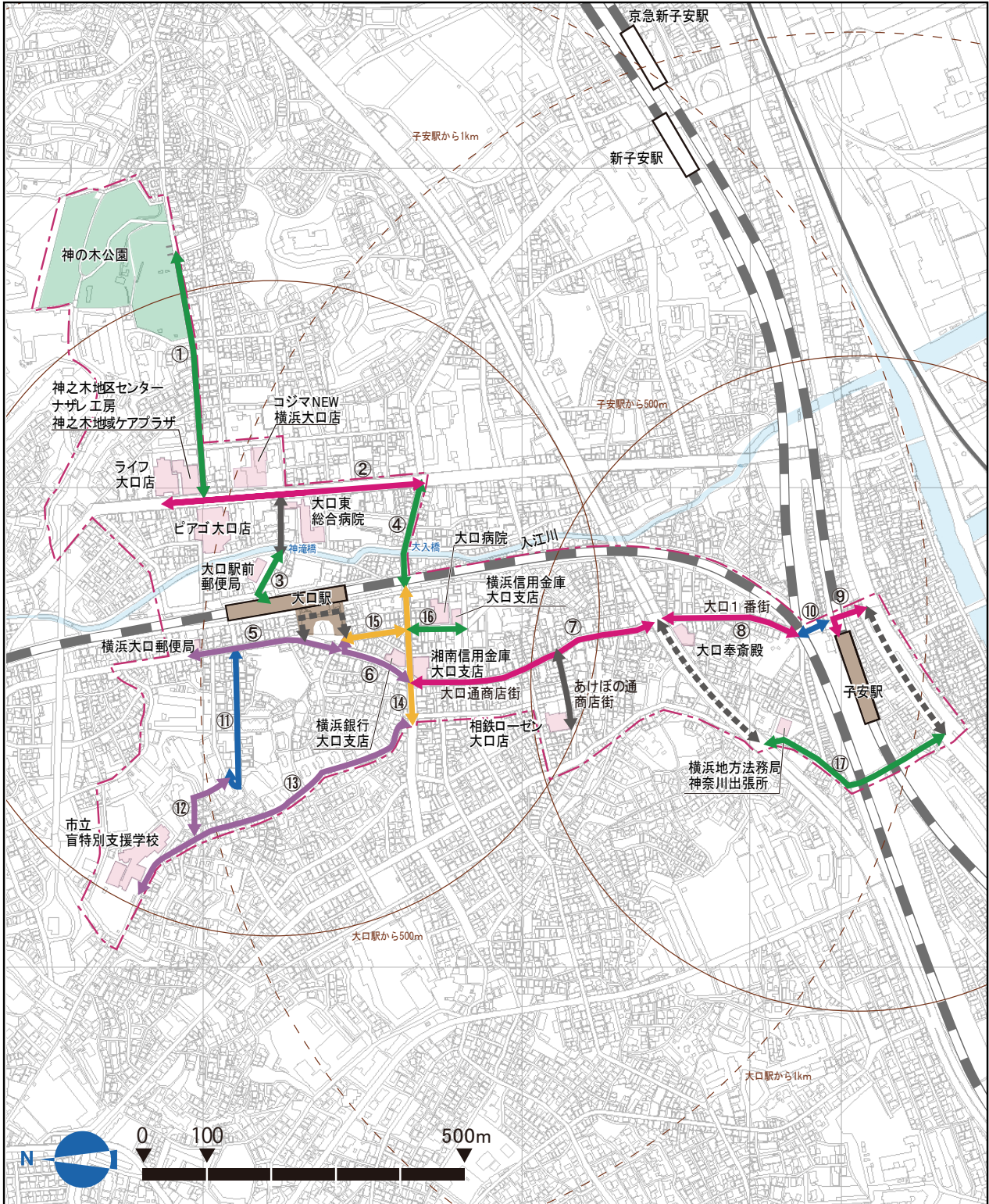
重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しをすることがあります。

(1) 個別経路の事業計画

事業路線・箇所	事業内容と事業量														事業実施 予定期間 (年度)	事業実施に際して 配慮すべき重要事項	
	事業 延長	経路 種別	歩行 空間 の 確保		道路構造の改修				視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修		その他						
			歩道 の新設	歩道 の拡幅	歩道 の全面 改修	段差・すり つけ勾配の 改修	横断勾配の 改修	舗装材の 改修	経路誘導 の連続敷 設	交差点等 の部分敷 設	照明柱等 の移設	カラーベル トの敷設	階段等の 改修				
														新設			改修
m		m	m	m	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	m	箇所				
① 神の木公園入口 子安中原 7007	380	●		100	2				9	2	1						歩道の整備には、一部沿道関係機関と調整が必要 道路照明灯の移設には、移設先と調整が必要
② 神の木地区センター前 大口 214	380	●				8			10	3							歩道の整備には、一部沿道関係機関と調整が必要
③ 大口駅前郵便局前 大口 225	80	●							1								
④ 大口駅南側踏切 大口 416.417	160	●	10			5					10						
⑤ 大口駅西口ロータリー北 県道太田神奈川 3006	200	●		50	210	4			100	2	4	1					道路照明灯の移設には、移設先と調整が必要
⑥ 横浜銀行前 県道太田神奈川 3006	130	●			210				1								
⑦ 大口通商店街 県道太田神奈川 3006	390	●				3	120	20	6	1							
⑧ 大口1番街 県道太田神奈川 3006	220	●				7											
⑨ 子安駅入口 県道太田神奈川 3006	60	●	10			3			4								
⑩ 西子安地下道 県道太田神奈川 3006	40	●						20	1		2						
⑪ 盲学校入口 大口 294	230	●				1	3		30	3							歩道の整備には、一部沿道関係機関と調整が必要
⑫ JR 大口社宅西 大口 284	120	●							10								
⑬ 盲学校前 大口 132	500	●							450				1				
⑭ 湘南信用金庫前 大口 386.399	200	●	2			6					12						
⑮ 大口駅西口ロータリー南 大口 394	100	●		200	4				7								
⑯ 大口病院前 大口 400	80	●											80				
⑰ JR 二線橋 浦島 30	320	●				1							360	2			

(2) 道路特定事業計画の対象経路



凡 例			
← (Blue arrow)	平成 24 年度完成予定	□ (Red dashed line)	重点整備地区
← (Purple arrow)	平成 25 年度完成予定	■ (Brown solid)	駅・駅前広場
← (Pink arrow)	平成 26 年度完成予定	■ (Pink solid)	建築物
← (Orange arrow)	平成 27 年度完成予定	■ (Green solid)	公園
← (Green arrow)	平成 28 年度完成予定		
← (Black arrow)	完成 (整備済み)		
← (Dashed black arrow)	他事業者		

道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ① 神の木公園入口〔子安中原 7007〕
 事業区間 : 神の木公園入口交差点～神の木公園入口
 事業延長 : 380m
 事業実施予定期間 : 平成 27 年度～平成 28 年度

【整備方針】

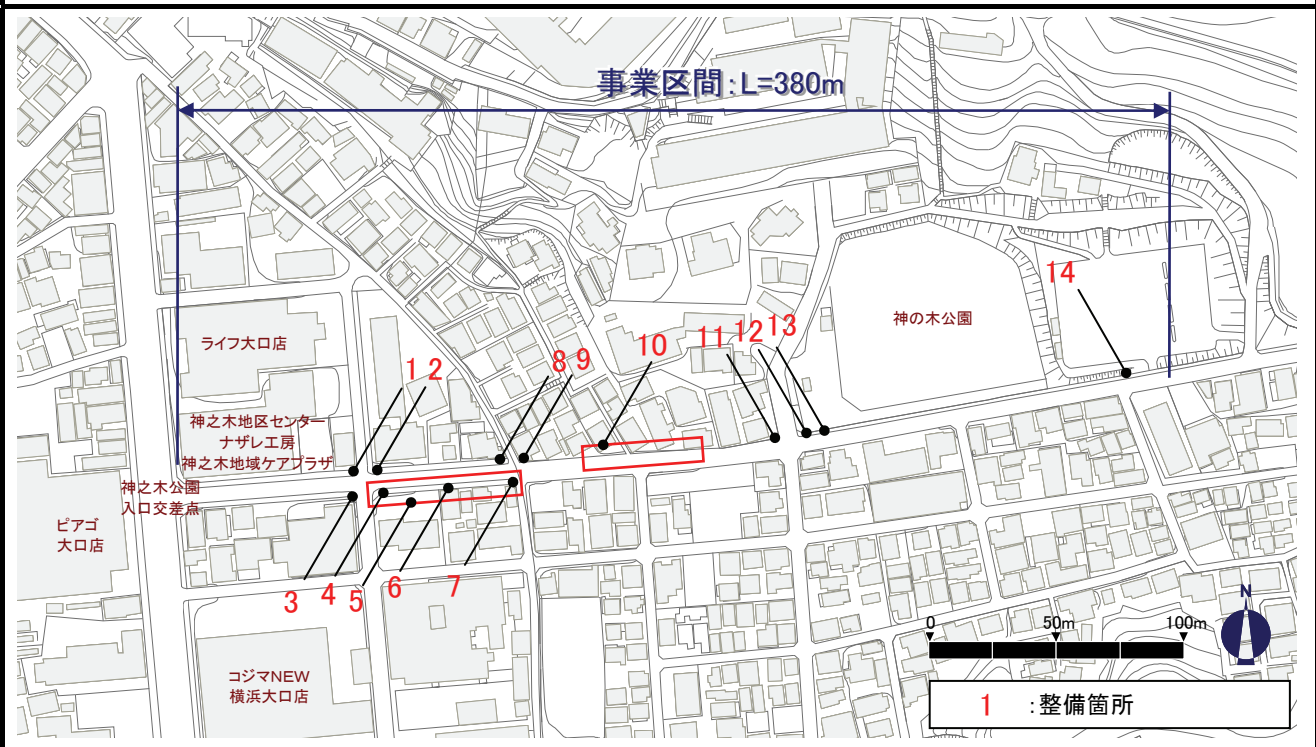
〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックの未敷設、街路灯による歩道有効幅員の減少、また横断勾配等が急な箇所がある。
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの新設や街路灯の移設、横断勾配等の改善を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設		m		
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の全面改修		m	100	5,10
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	2	11,12
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	9	3,4,6,7,8,9,11,12,14
	改修	箇所	2	1,2
その他				
照明柱等の移設		箇所	1	13

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

- ・ 道路照明灯の移設については、移設先と調整が必要となる。
- ・ 歩道整備は、一部沿道機関と調整が必要となる。



道路特定事業計画書【生活関連経路（A）】

経路名 : ② 神之木地区センター前 [大口 214]
 事業区間 : ライフ大口店前～入江2丁目交差点
 事業延長 : 390m
 事業実施予定期間 : 平成 25 年度～平成 26 年度

【整備方針】

〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配の急な箇所、電話ボックスによる歩道有効幅員の減少、視覚障害者誘導用ブロックの未敷設箇所等がある。

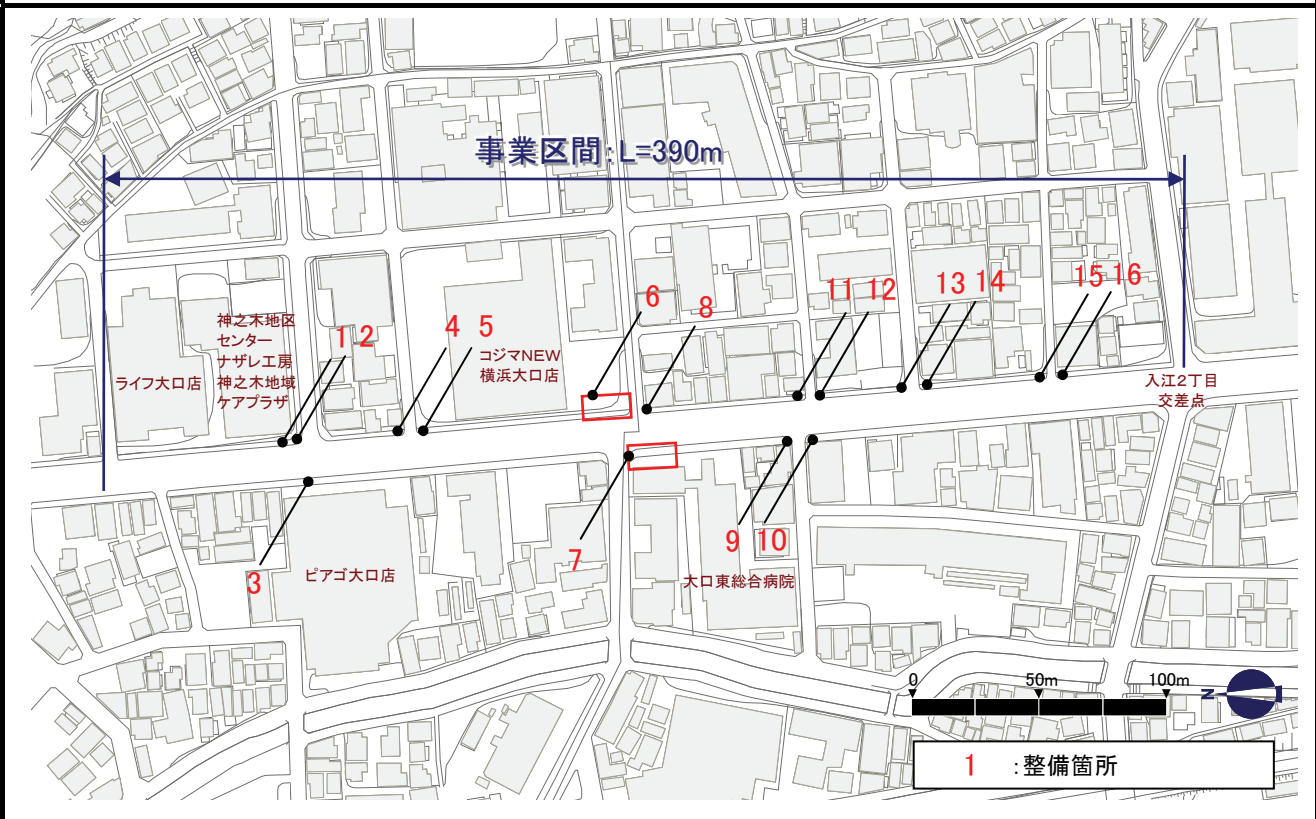
〔対策〕：横断歩道部のすりつけ勾配の改善や、電話ボックスの移設による歩道有効幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設等を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設		m		
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の全面改修		m		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	8	1,3,4,5,6,7,8,9
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	10	4,5,9,10,11,12,13,14,15,16
	改修	箇所	3	1,2,3

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

- 歩道整備は、一部沿道機関と調整が必要となる。



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ③ 大口駅前郵便局前 [大口 225]
 事業区間 : 大口駅東口～神滝橋（入江川）
 事業延長 : 80m
 事業実施予定期間 : 平成 27 年度～平成 28 年度

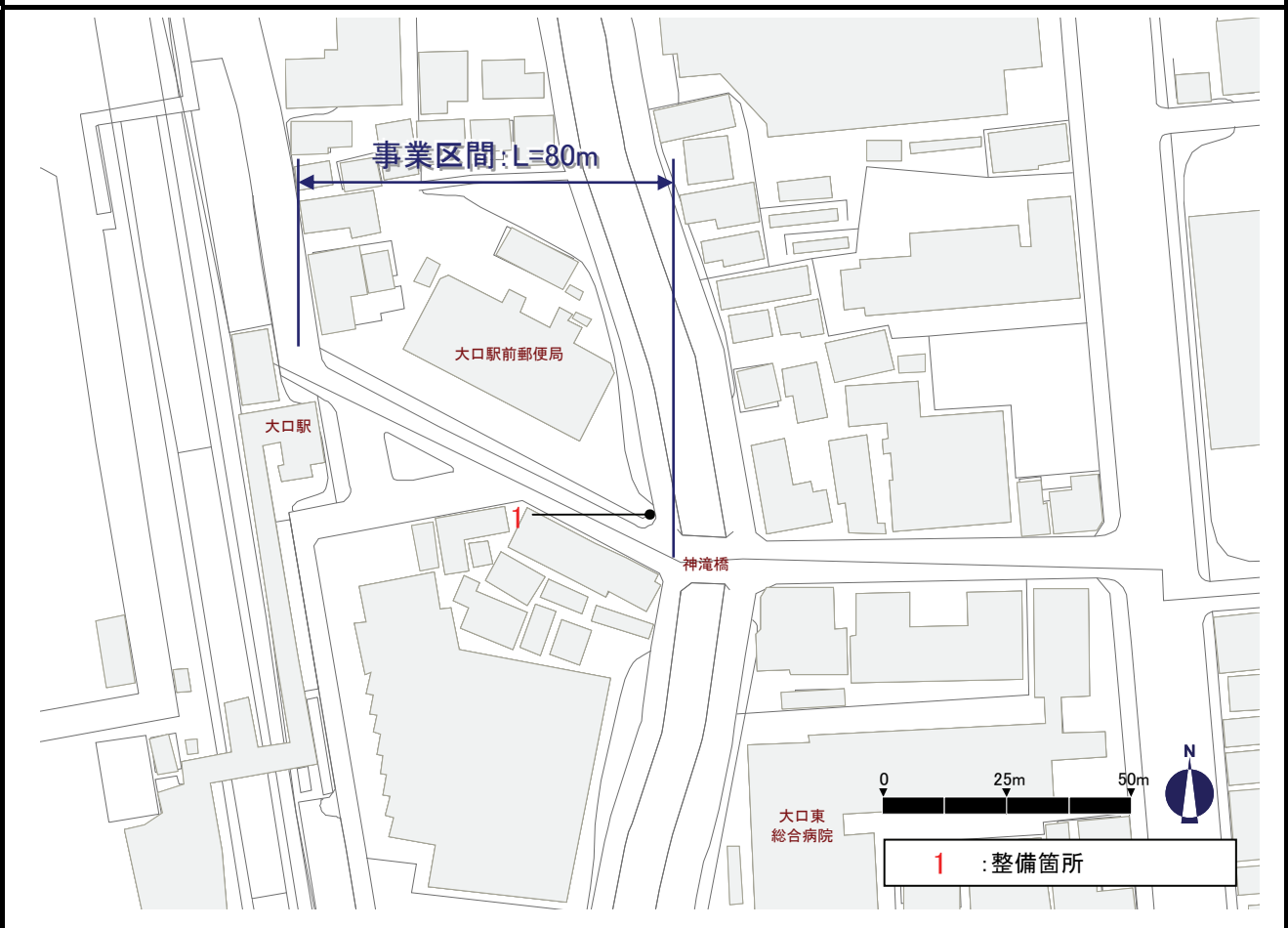
【整備方針】

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない箇所がある。
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	点状ブロック
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ④ 大口駅南側踏切 [大口 416, 417]
 事業区間 : 入江踏切～入江2丁目交差点
 事業延長 : 160m
 事業実施予定期間 : 平成 27 年度～平成 28 年度

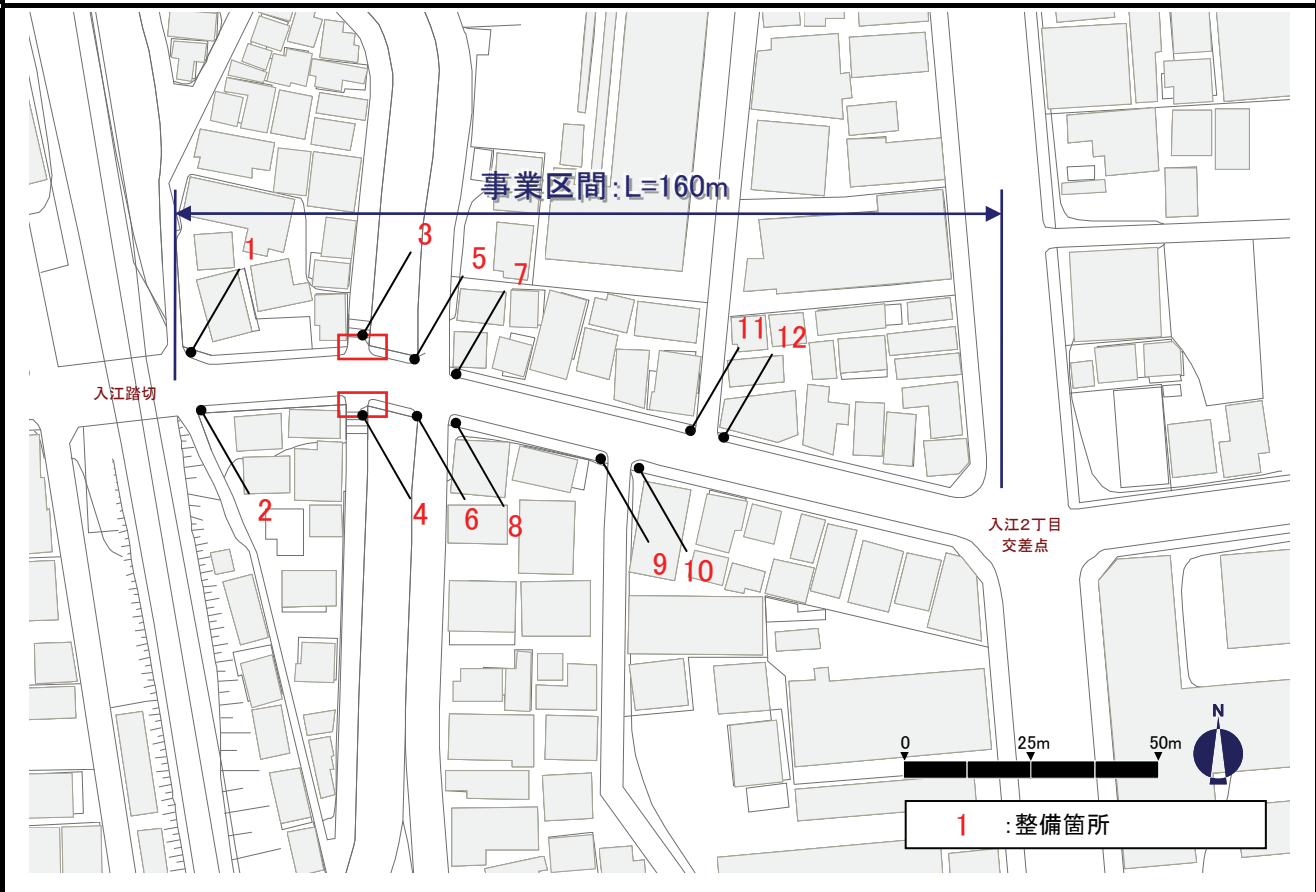
【整備方針】

〔課題〕：縦断勾配が急な箇所や、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない箇所がある。
 〔対策〕：縦断勾配改善のための歩道の新設や、横断歩道部のすりつけ勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	10	3,4	車止め撤去
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	5	2,5,6,9,10
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	10	1,2,5,6,7,8,9,10,11,12
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（A）】

経路名：⑤ 大口駅西口ロータリー北〔県道太田神奈川 3006〕
 事業区間：横浜大口郵便局前～大口駅前広場
 事業延長：200m
 事業実施予定期間：平成 24 年度～平成 25 年度

【整備方針】

〔課題〕：道路照明灯などにより有効幅員が確保されていない箇所がある。また、波打ち歩道の連続や視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていない箇所がある。

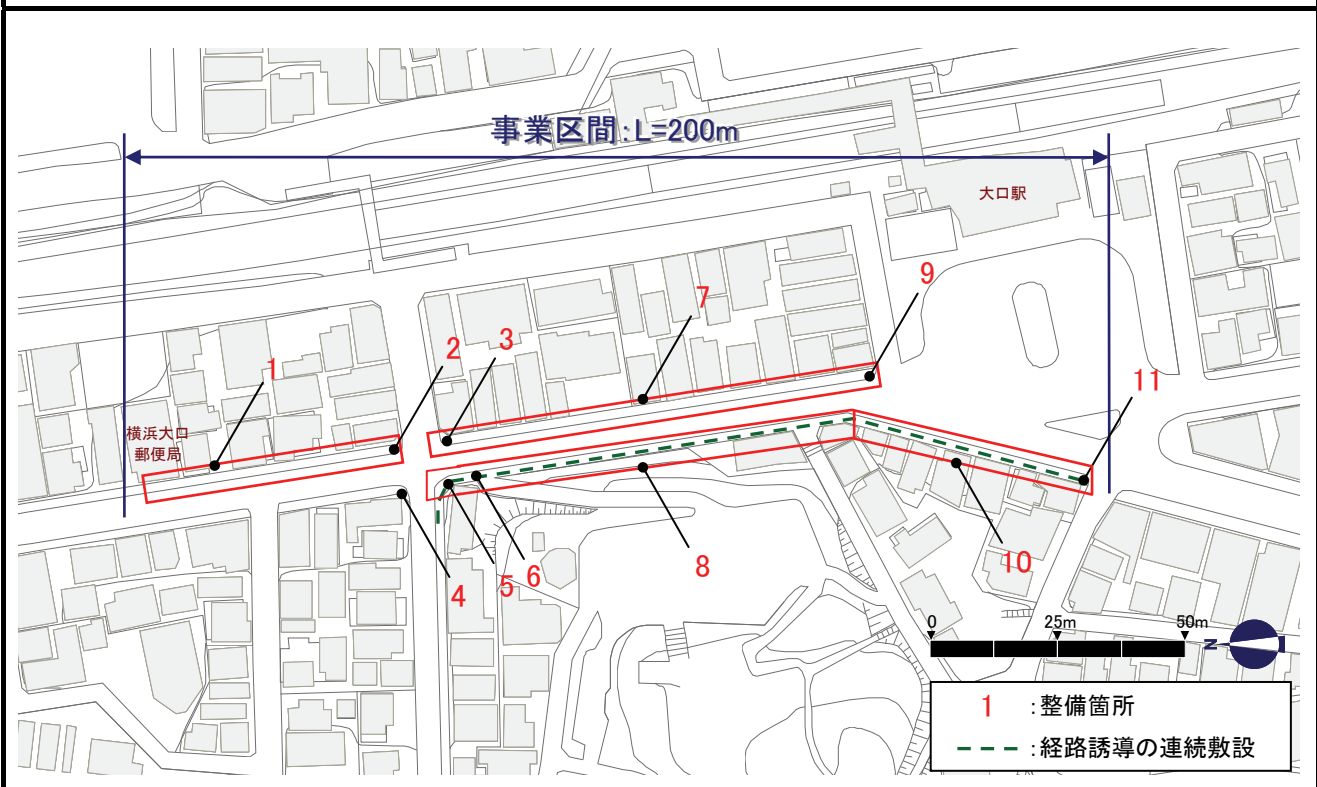
〔対策〕：照明柱の移設により、歩道有効幅員を拡幅する。また、車道及び歩道の全面改修、波打ち歩道の改善、透水性舗装への変更及び、視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設等を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m	50	10	
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	210	1,7,8	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	2,3,4,5
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	100	8,10
交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	9,11
	改修	箇所	4	2,3,4,5
その他				
照明柱等の移設	箇所	1	6	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

- ・ 道路照明灯の移設については、移設先と調整が必要となる。



道路特定事業計画書【生活関連経路（A）】

経路名 : ⑥ 横浜銀行前 [県道太田神奈川 3006]
 事業区間 : 大口通交差点～大口駅前広場
 事業延長 : 130m
 事業実施予定期間 : 平成 24 年度～平成 25 年度

【整備方針】

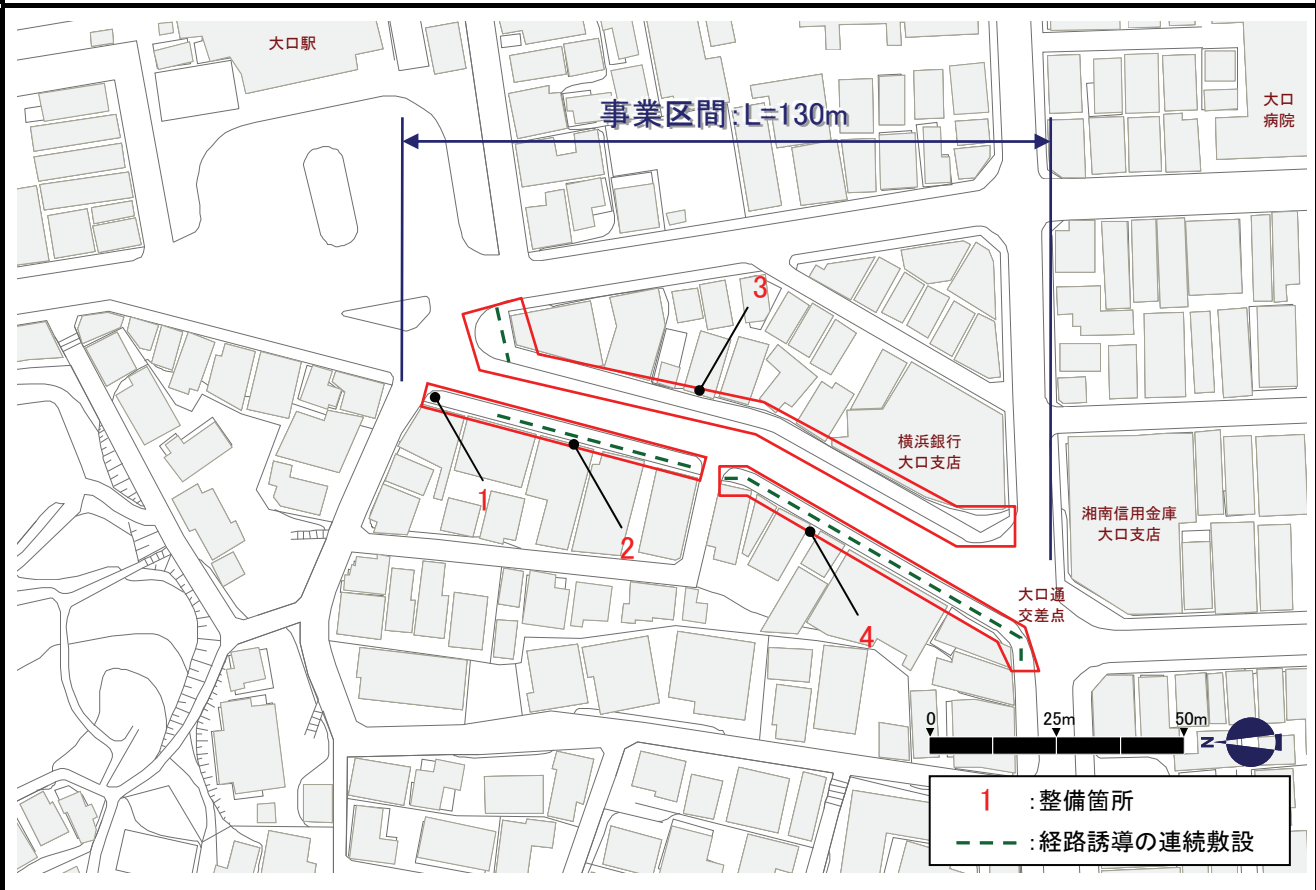
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配の急な箇所や、生活関連経路（A）であるが透水性舗装ではない。また、視覚障害者誘導用ブロックの未敷設箇所等がある。

〔対策〕：横断歩道部のすりつけ勾配の改善や、透水性舗装への変更、視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設		m		
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の全面改修		m	210	2,3,4
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	1
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑦ 大口通商店街〔県道太田神奈川 3006〕
 事業区間 : 大口通交差点～国道1号線
 事業延長 : 390m
 事業実施予定期間 : 平成 25 年度～平成 26 年度

【整備方針】

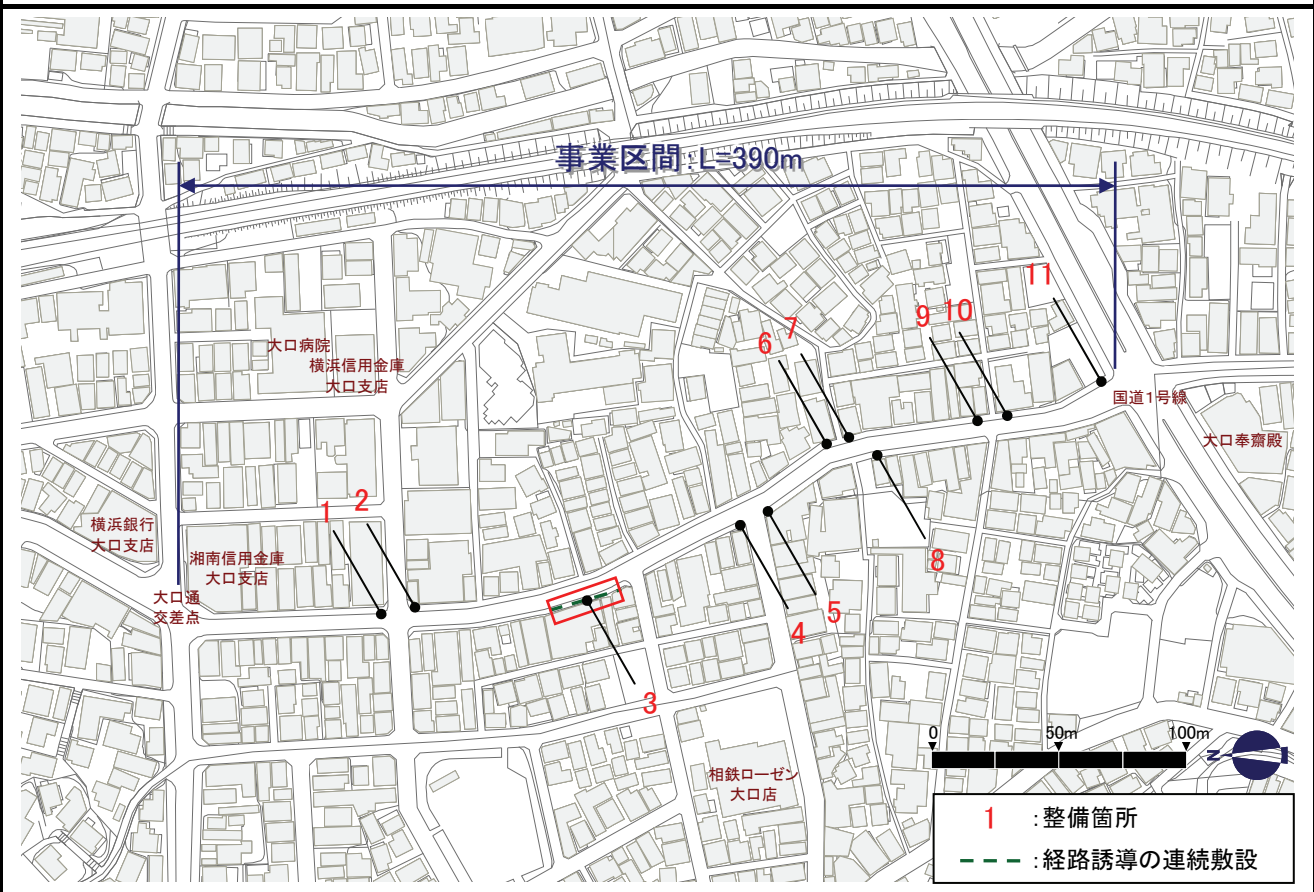
〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない。また、連続敷設されている視覚障害者誘導用ブロック付近に障害物がある。

〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設、撤去を行う。また、障害物を避けるよう視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を改修する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保					
歩道の新設	m				
歩道の拡幅	m				
道路構造の改修					
歩道の全面改修	m				
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	3	4,5,8	マンホールとの段差の改善
	横断勾配の改修	箇所			
	舗装材の改修	m ²	120	1,2,3,6,7,9,10	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m	20	3	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	6	1,2,6,7,9,10	
	改修	箇所	1	11	11 撤去のみ

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑧ 大口1番街 [県道太田神奈川 3006]
 事業区間 : 西子安地下道北口～国道1号線
 事業延長 : 220m
 事業実施予定期間 : 平成25年度～平成26年度

【整備方針】

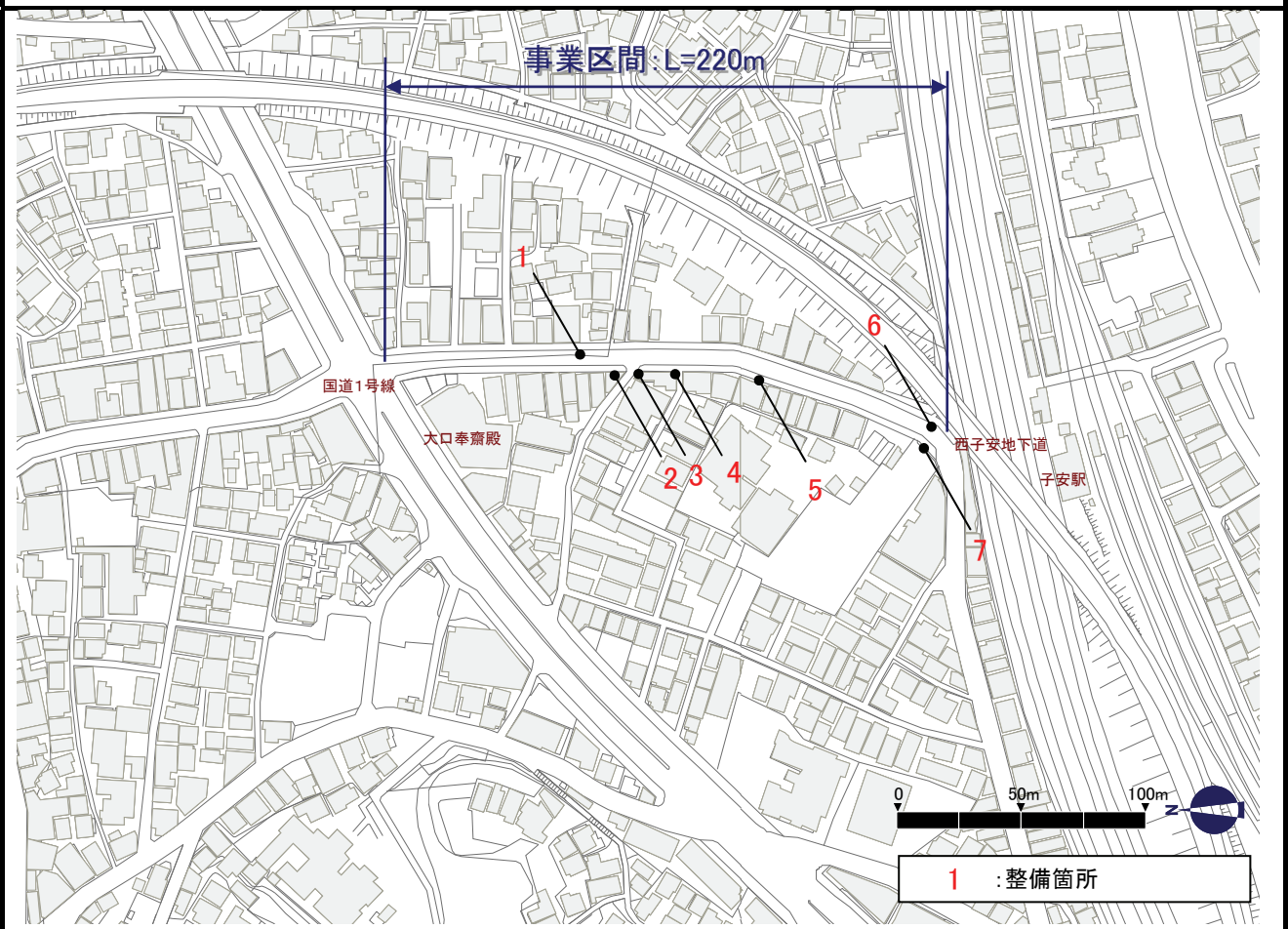
〔課題〕：横断歩道部の段差が高い箇所や歩道の不陸が起きている箇所がある。

〔対策〕：段差解消、不陸解消のための歩道の部分改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設		m		
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の全面改修		m		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	7	1,2,3,4,5,6,7
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑨ 子安駅入口 [県道太田神奈川 3006]
 事業区間 : 京浜子安駅入口交差点～子安駅
 事業延長 : 80m
 事業実施予定期間 : 平成 25 年度～平成 26 年度

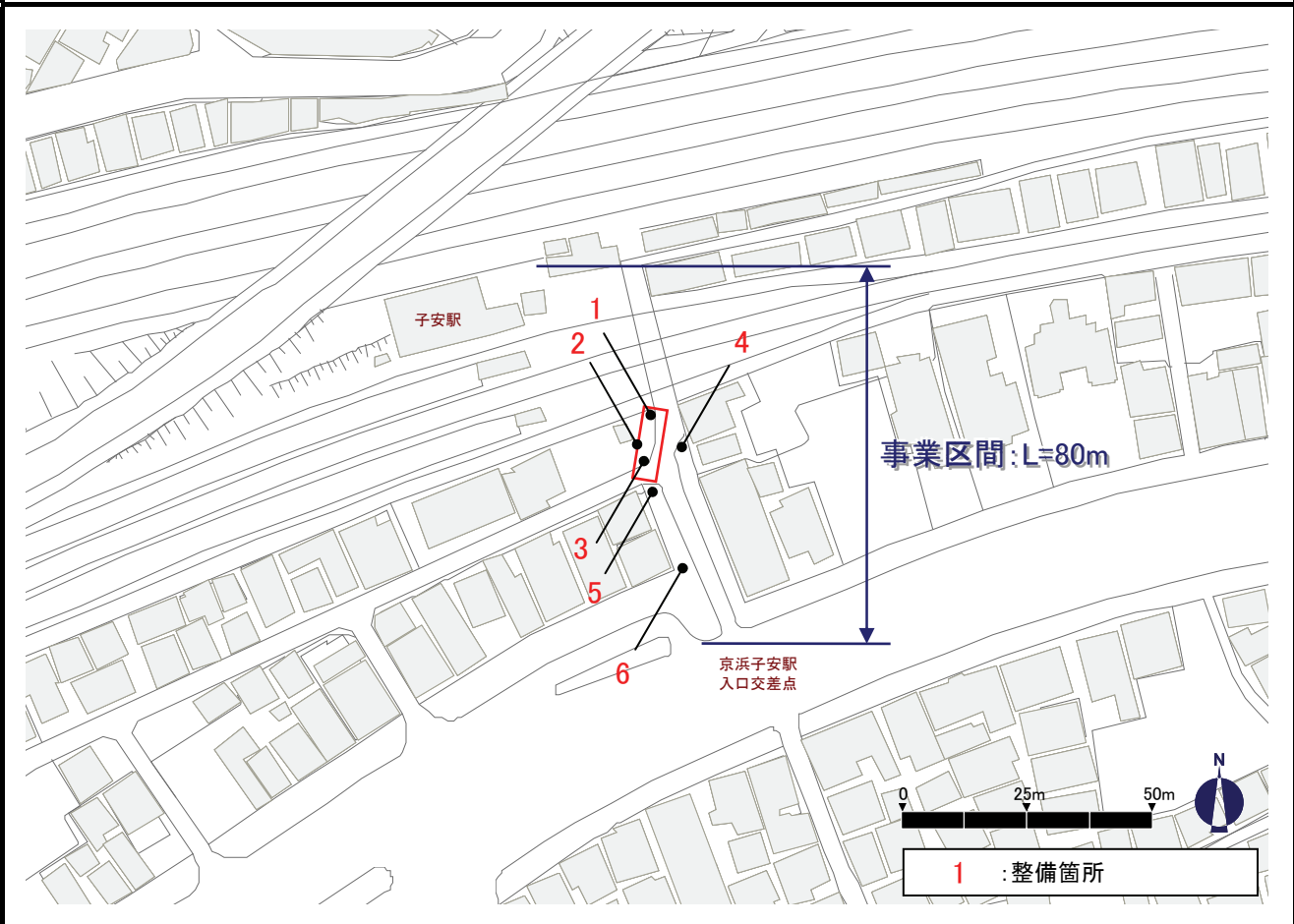
【整備方針】

〔課題〕：踏み切り手前まで、歩道が設置されていないため、視覚障害者誘導用ブロックはない。
 〔対策〕：歩道の新設、視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	10	2	
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	3	4,5,6
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	1,3,4,5
	改修	箇所		1,4は点状のみ

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑩ 西子安地下道 [県道太田神奈川 3006]
 事業区間 : 西子安地下道
 事業延長 : 40m
 事業実施予定期間 : 平成 24 年度

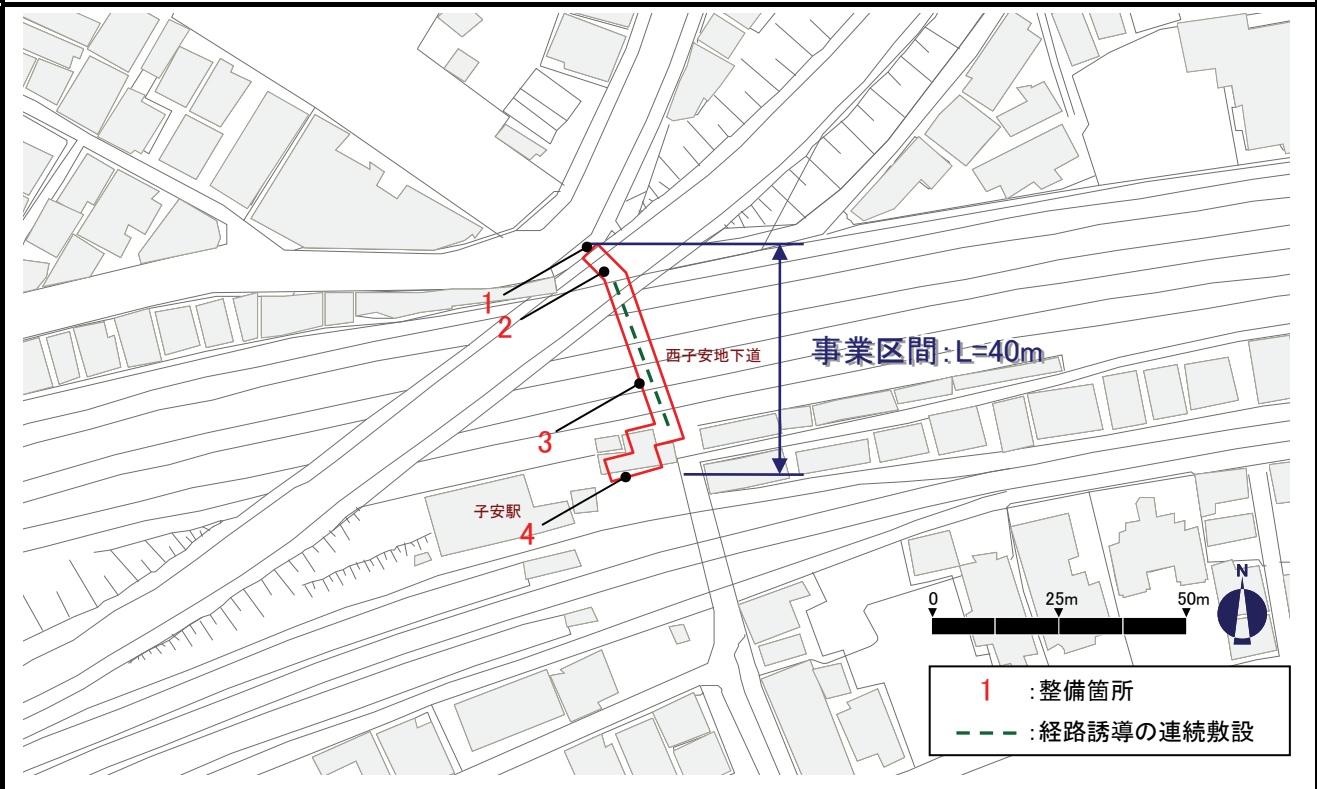
【整備方針】

〔課題〕：地下道内の手すりが一段であり、点字表示がない。また、視覚障害者誘導用ブロックの劣化が激しい。
 〔対策〕：手すりを二段へ変更し、点字行き先表示を貼付する。また、視覚障害者誘導用ブロックの改修を行い、安全性向上のため、階段段鼻部に視覚的に容易な識別の整備を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	20	3
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	1	1
その他				
階段等の改修	箇所	2	2.4	・ 2 段手すりの設置 ・ 段鼻ブロックの追加 ・ 点字表示等の貼付

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ① 盲学校入口 [大口 294]
 事業区間 : おおぐち工房第3ふれあい TOMO 付近交差点～市立盲特別支援学校へ至る経路の一部
 事業延長 : 230m
 事業実施予定期間 : 平成 24 年度

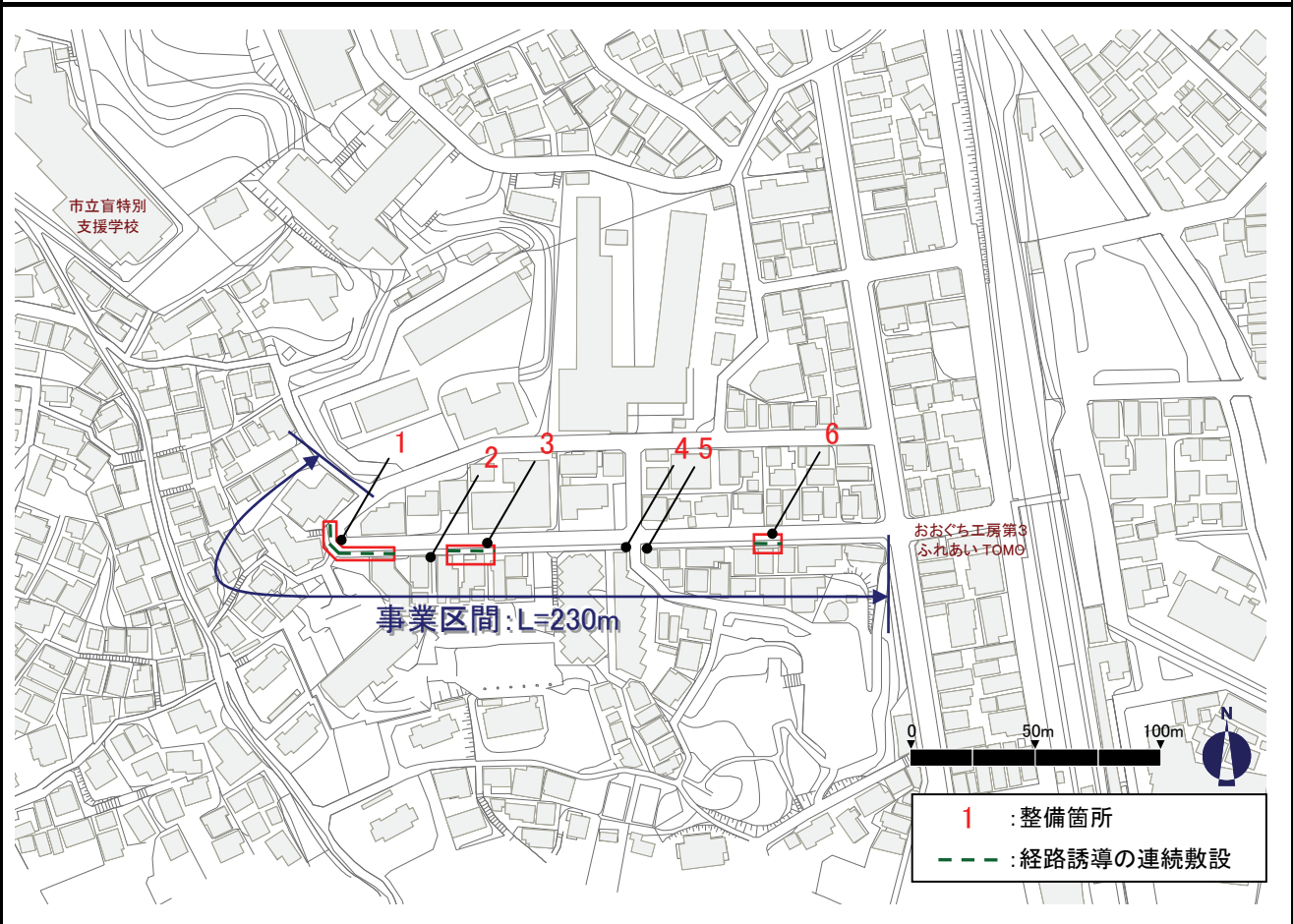
【整備方針】

〔課題〕：横断勾配が急な箇所、視覚障害者誘導用ブロックが老朽化及び破損している箇所がある。
 〔対策〕：歩道の改修による横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設		m		
歩道の拡幅		m		
道路構造の改修				
歩道の全面改修		m		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1	5
	横断勾配の改修	箇所	3	1,3,6
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	30	1
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所	3	2,4,5

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑫ JR大口社宅西 [大口 284]
 事業区間 : おおぐち工房第3ふれあい TOMO 付近交差点～市立盲特別支援学校へ至る経路の一部
 事業延長 : 120m
 事業実施予定期間 : 平成 25 年度

【整備方針】

〔課題〕：視覚障害者誘導用ブロックが老朽化及び破損している箇所がある。
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	10	1
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑬ 盲学校前 [大口 132]
 事業区間 : 市立盲特別支援学校～高橋整形外科前
 事業延長 : 500m
 事業実施予定期間 : 平成 25 年度

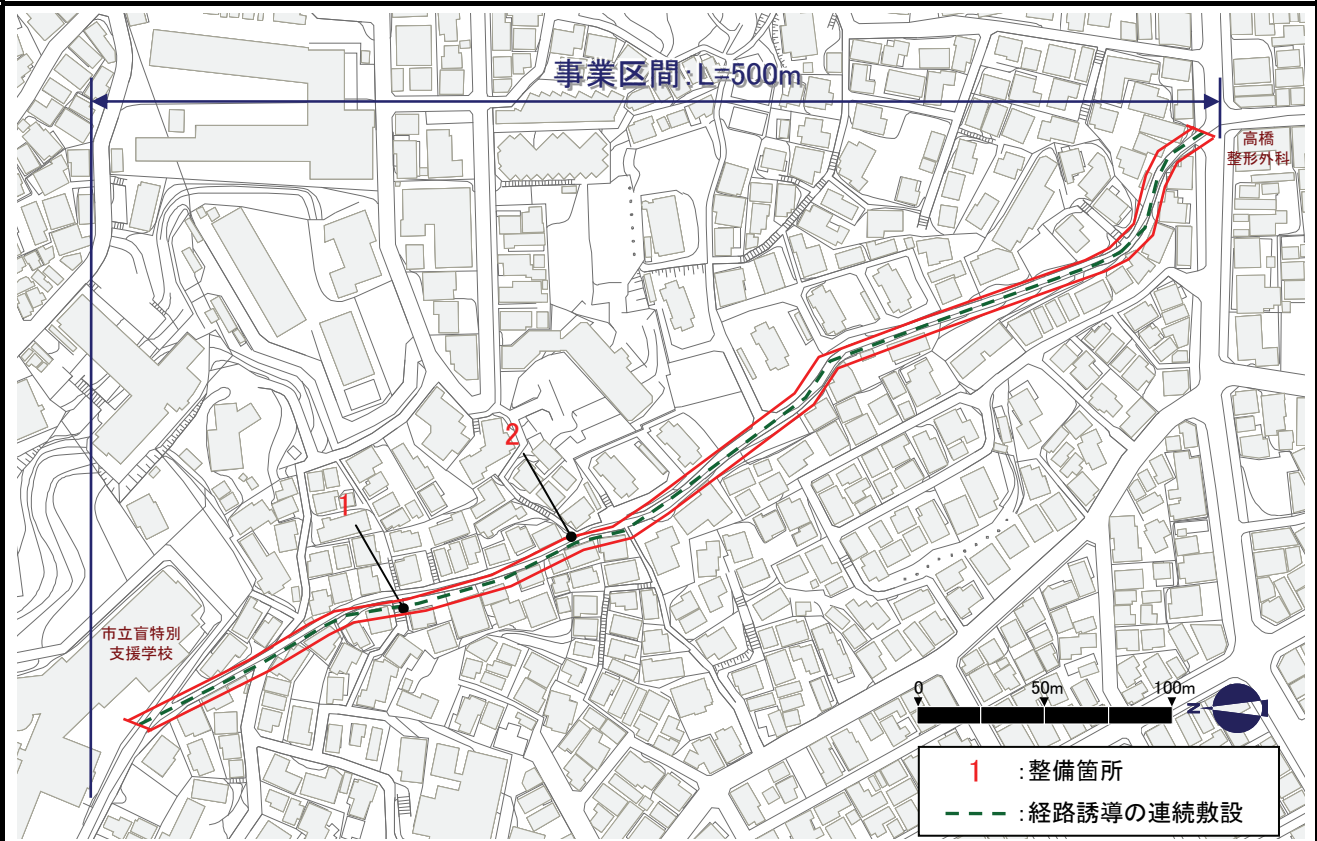
【整備方針】

〔課題〕：盲特別支援学校への経路であるが、歩道がなく、道路片側に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているため、多くの破損箇所がある。
 〔対策〕：視覚障害者誘導用ブロックの改修を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m	450 1	
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
階段等の改修	箇所	1	2	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑭ 湘南信用金庫前 [大口 386, 399]
 事業区間 : 高橋整形外科前～入江踏切
 事業延長 : 200m
 事業実施予定期間 : 平成 26 年度～平成 27 年度

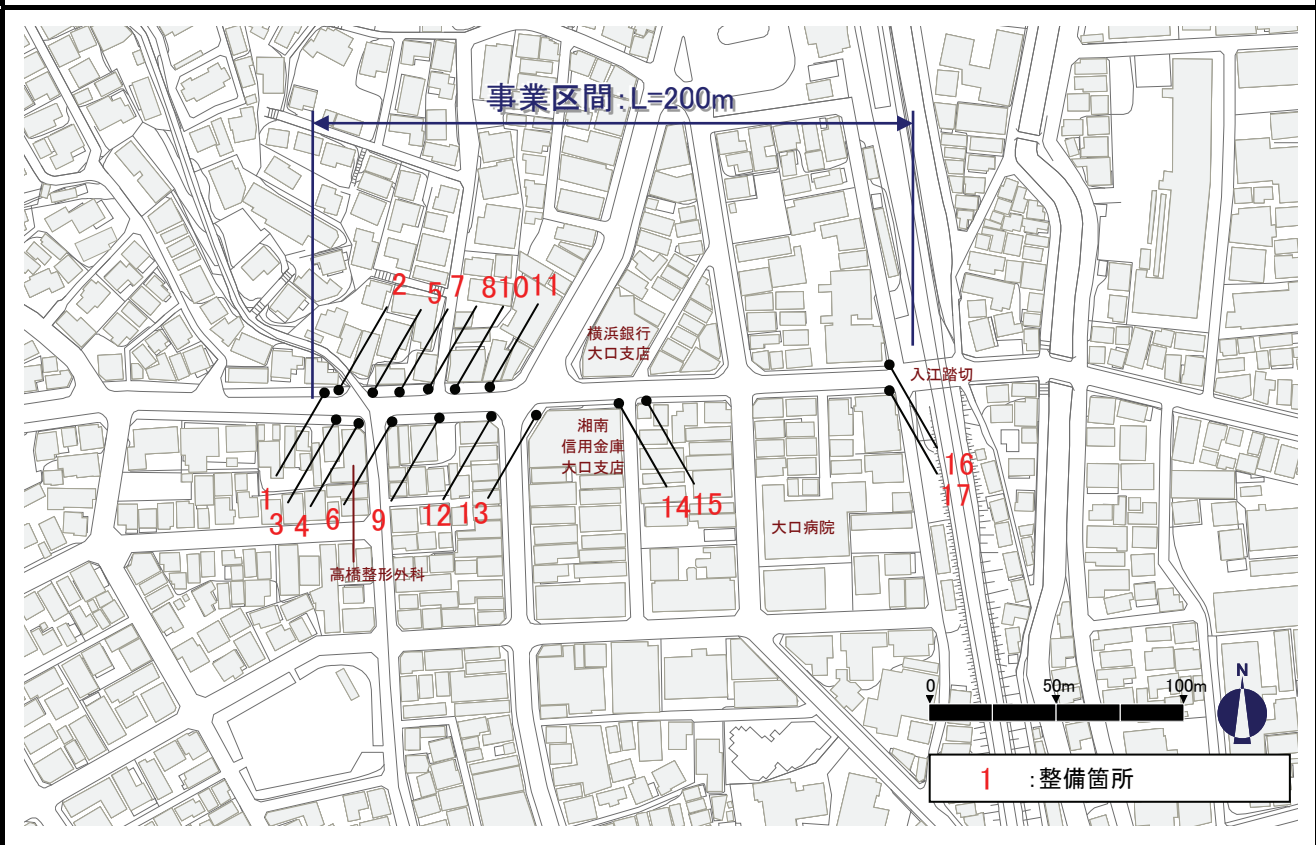
【整備方針】

〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配が急な箇所、視覚障害者誘導用ブロックが適切に敷設されていない箇所がある。
 〔対策〕：横断歩道部のすりつけ勾配の改善、歩道を新設（延長）、視覚障害者誘導用ブロックの新設を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	2	5	
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	6	8,10,12,13,16,17
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	12	1,2,3,4,6,7,9,11,14,15,16,17
	改修	箇所		16,17 は点状ブロック

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（A）】

経路名 : ⑮ 大口駅西ロータリー南 [大口 394]
 事業区間 : 大口駅前広場～大口通交差点東側の信号交差点
 事業延長 : 100m
 事業実施予定期間 : 平成 26 年度～平成 27 年度

【整備方針】

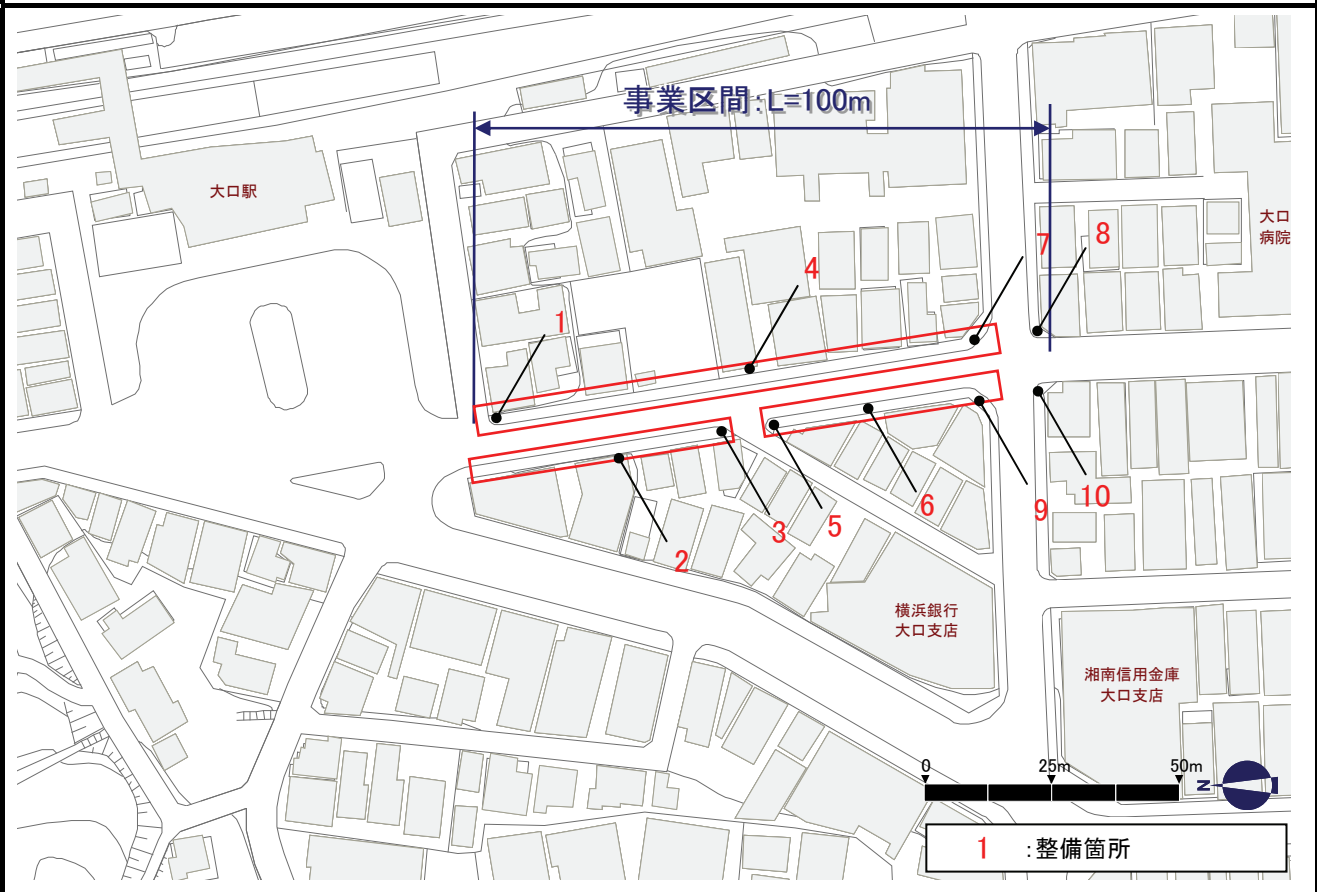
〔課題〕：横断歩道部のすりつけ勾配の急な箇所や、生活関連経路（A）であるが、透水性舗装ではなく、また、視覚障害者誘導用ブロックの未敷設箇所等がある。

〔対策〕：横断歩道部のすりつけ勾配の改善や、歩道の透水性舗装への変更や、視覚障害者誘導用ブロックの適切な敷設等を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	200	2,4,6	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4	7,8,9,10
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	7	1,3,5,7,8,9,10
	改修	箇所		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】				
経路名	⑩ 大口病院前 [大口 400]			
事業区間	大口通交差点東側の信号交差点～横浜信用金庫大口支店			
事業延長	80m			
事業実施予定期間	平成 28 年度			
【整備方針】				
〔課題〕：歩道は設置されておらず、路側線のみであり、路上駐車が多い経路である。				
〔対策〕：カラーベルトの敷設により、歩行空間の確保を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所		
	舗装材の改修	m ²		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
カラーベルトの敷設	m	80	1	センターライン削除
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
1 : 整備箇所				

道路特定事業計画書【生活関連経路（B）】

経路名 : ⑰ JRこ線橋 [浦島30]
 事業区間 : 七島町交差点～子安1丁目交差点
 事業延長 : 320m
 事業実施予定期間 : 平成27年度～平成28年度

【整備方針】

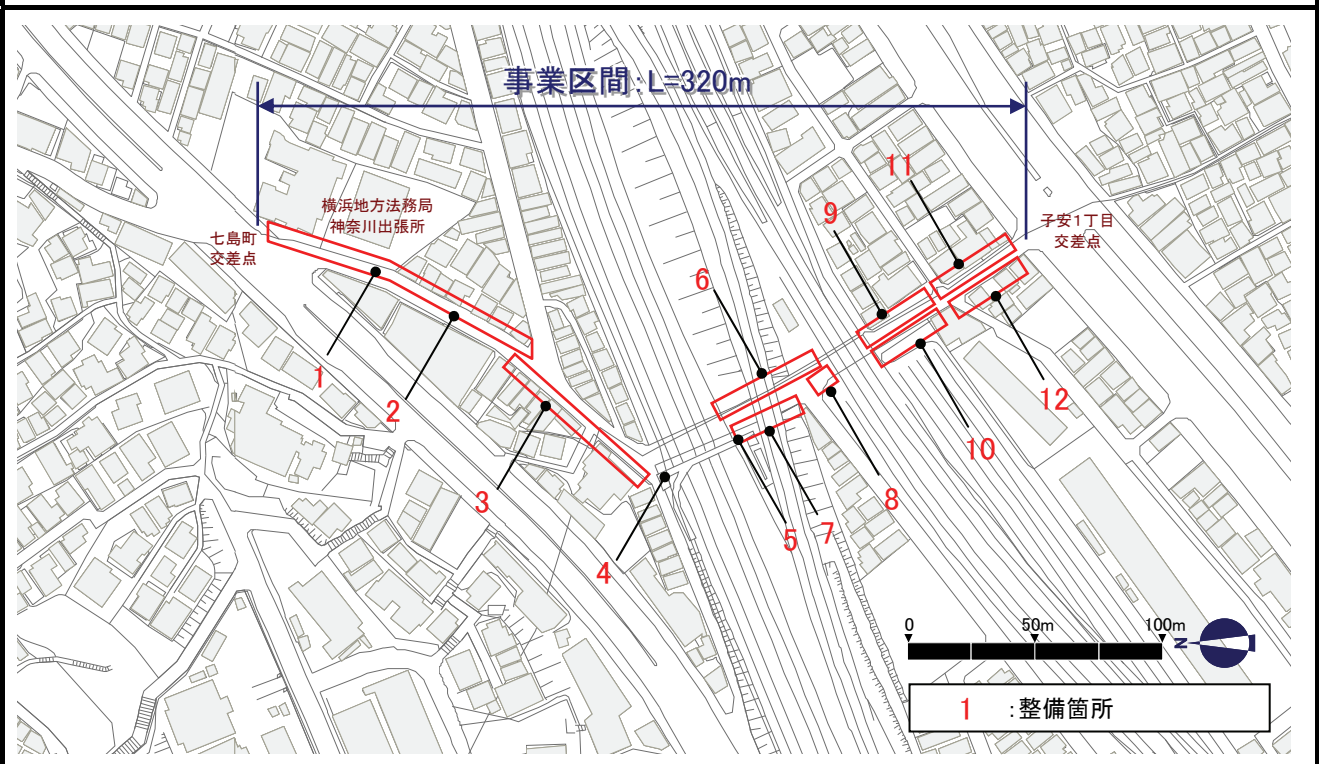
〔課題〕: 歩道がない経路であり、こ線橋には、点字行き先表示がない。

〔対策〕: カラーベルトの敷設による歩行空間を確保、こ線橋には、点字行き先表示を貼付する。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考	
歩行空間の確保					
歩道の新設		m			
歩道の拡幅		m			
道路構造の改修					
歩道の全面改修		m			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	1	1	排水ますのふたの改善
	横断勾配の改修	箇所			
	舗装材の改修	m ²			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m			
	改修	m			
交差点等の部分敷設	新設	箇所			
	改修	箇所			
その他					
カラーベルトの敷設		m	360	2,3,6,7,8,9,10,11,12	
階段等の改修		箇所	2	4,5	こ線橋手すりへの点字表示貼付

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】



7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

また、全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
大 口 駅 ・ 子 安 駅 周 辺 地 区
道 路 特 定 事 業 計 画

平 成 2 4 年 3 月

横 浜 市 神 奈 川 区 神 奈 川 土 木 事 務 所
〒221-0801 神 奈 川 区 神 大 寺 二 丁 目 2 8 - 2 2
電 話 : 045-491-3363 FAX : 045-491-7205

横 浜 市 道 路 局 道 路 部 施 設 課
〒231-0017 横 浜 市 中 区 港 町 1 - 1
電 話 : 045-671-2731 FAX : 045-651-6527

ホ ー ム ペ ー ジ : <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>